

# 現代の消防団の役割と機能をめぐるアポリア

## —「義勇消防」の歴史的変遷からの考察—

仙田 真也

本研究は、日本消防協会や総務省消防庁などによる「1894 年(明治 27 年)公布の勅令消防組規則が現代の消防団の礎となった」というような、勅令消防組規則をめぐる言説の妥当性や、勅令消防組規則の公布前後における「義勇消防」の実態を明らかにしたものである。そして、それらを通じて、現代の消防団の役割と機能について、アプローチを試みたものである。

日本では、明治時代に今日の消防団の前身組織にあたる消防組が全国で結成されるようになった。総務省消防庁などは、「義勇消防」の転換点を 1894 年(明治 27 年)に公布された勅令消防組規則であると主張している。また、日本消防協会は、勅令消防組規則によって全国に公設消防組が設置され、日本の「義勇消防」体制が盤石なものになったとも主張している。そして、それが現代の消防団の根底を支えるものであるとしており、勅令消防組規則を極めて重要視している。しかし、そのような日本消防協会や総務省消防庁による言説・評価に対して、3 つの疑問が生じる。

第一の疑問は、勅令消防組規則が公布される前の「義勇消防」は不統一・不完全なものであったとされているが、果たしてそのような評価は妥当といえるのであろうかということである。また、日本消防協会や総務省消防庁がいうような、勅令消防組規則が公布される前の「義勇消防」のほとんどが自治組織としての私設消防組で、それも名だけというものが多かったとの認識は、真にそういえるのかという疑問も生じる。

それらに対しては、勅令消防組規則が公布される前の「義勇消防」はいかなる組織であったのか、またどのような規則を制定し、活動していたのかを考察した。その結果、当時の市町村では、他の村で火災が発生した場合のことも想定して規則を定めていたほか、近隣町村と火災発生時の応援規約を締結して、火災に備えていたことが明らかになった。また、私設消防組については、勅令消防組規則が公布される前の市町村には、税金で運営を行う消防組を設置するほどの財力はなかった。それゆえ、地域住民、あるいは地域の有力者が私財を投じて組織したのが私設消防組であり、決して名だけの組織でなかったことを明らかにした。

第二の疑問は、「義勇消防」の不完全な状況を打破するために勅令消防組規則が公布されたとされているが、本当にそういえるのだろうかということである。また、そのようにいえないのであれば、勅令消防組規則の真の制定理由や狙いはどのようなものであったのだろうかという疑問も生じる。

それらの疑問に対しては、まず、実際に公布された勅令消防組規則とその当初案の内容を確認し、それを地方がどのように受け止めたのかを考察した。また、先行研究がどのような消防組と政治的な活動とはどのようなものがあつたのか、そのような事態がなぜ起きたのかといった背景について検証した。その結果、勅令消防組規則の公布によって、地方の消防制度の混乱を招いたことを明らかにした。また、消防組と第 2 回衆議院議員総選挙をめぐる騒動について、先行研究が指摘したとおり、選挙をめぐる騒動に消防組が関与していた事例を多数確認した。

第三の疑問は、勅令消防組規則によって「義勇消防」の全国的な統一を図り、公設消防組が整備されたという認識や、勅令消防組規則こそが日本の「義勇消防」の転換点であり、今日の消防団の礎となったという考え方は、果たして真にそのようにいえるのかということである。

そのような疑問に対して、先行研究などではあまり着目されなかった 1897 年(明治 30 年)の勅令消防組規則改正や政府の思惑について考察した。また、勅令消防組規則の改正後の動きに着目し、公設消防組にはどのような事態が生じたのかを検討した。その結果、勅令消防組規則の改正は、一見すると市町村の意見が反映されるようになったが、政府の思惑は、あえて市町村による公設消防組設置の難易度を下げ、「義勇消防」を警察官の統制下に置こうとしていた可能性を指摘した。また、その後、勅令消防組規則によって設置された公設消防組の解散が相次いだことにも言及した。

このような事例から、勅令消防組規則が意図した警察機構の指揮下で活動させるという消防組の統一・統制と、消防組による騒動や騒擾の封じ込めという治安維持の目的は達成できなかったことを指摘した。さらに、勅令消防組規則が思い描いた、警察官の統制下で消防活動を行う公設消防組を全国に設置させるという方針は、戦時体制への移行や、警防団の登場によって完全には達成できなかったことにも言及した。

以上の議論から、3 つの疑問で取り上げた日本消防協会や総務省消防庁などによる「義勇消防」の歴史認識と、勅令消防組規則に対する評価は再考されるべき点が多数あることを明らかにした。そして、「義勇消防」がたどった数多くの歴史を踏まえ、現行の消防組織法に基づく「市町村消防の原則」や「自治体消防制度」の意義、消防団の役割と機能をめぐる問題に、日本消防協会や総務省消防庁、当事者である消防団員、主権者である国民が向き合わなければならないことを指摘した。